

本庄市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条第2項の規定に基づき、市内における自殺対策の推進を図るために、本庄市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺の現状把握に関すること
- (2) 関係機関等の活動情報交換と相互連携に関すること
- (3) 自殺対策の推進に関すること
- (3) その他ネットワーク会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員20人以内とする。

2 ネットワーク会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募市民
- (4) 別表に掲げる職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 ネットワーク会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

4 副会長は、保健部長をもって充てる。

5 副会長は、ネットワーク会議を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 ネットワーク会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 委員は、ネットワーク会議に自ら出席できないときは、代理のものを出席させることができる。

(庶務)

第7条 ネットワーク会議の庶務は、保健部健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、会長がネットワーク会議に諮って定める。

別表（第3条関係）

市民生活部長、福祉部長、経済環境部長、教育委員会事務局長
